

親鸞教学における「弾圧」の意味（中）

廣 瀬 杲

七

それであればこそ

ここをもって興福寺の学徒、太上天皇諱尊成今上諱為仁聖曆、承元丁の卯の歳、仲春上旬の候に奏達す。（教行信証

・真宗聖典三九八頁）

と明記する親鸞の本意を知ろうとするならば、ずいぶんと注意深くこの記述の文言を読まねばならないのではないかと私には思われる。たしかにその文言は極めて具体的な歴史事実を記述するという手法により記されている。しかし、その記述が歴史の現実についての記述として、そこにウェットを掛けて了解するとするならば、より現実的な当時の状況を視野にいれると同時に、「興福寺奏状」それ自体の事実記録にも注目して

浄土宗興行によりて、聖道門廢退す。是空師の所為なりとて、忽に、罪科せらるべきよし、南北の碩才憤り申し
けり（御伝鈔・真宗聖典七三二頁）

と示されても決して誤りではない。誤りでないどころか、むしろ事実状況と「興福寺奏状」の記録ともふさわしい了解を、きわめて要を得たかたちで表現しているとさえ言えそうである。また『本願寺聖人伝絵』（御伝鈔）のなかで

は、この言葉を説明句として承元の弾圧を中心に記された『教行信証』流通分の文を位置づけているのである。覚如によってなされたこのような位置づけが、常識的な正当さをもっていることを知れば知るほど、さきの親鸞の一文の了解については、何よりもまず自らに厳しくなければならぬと思う。私は、情況論的な意味としてだけではなしに、この一文と真向いになる時、怖れとたじろぎとを全く感じないというならば、私には、むしろある種の虚偽的なものを、そこに感じ取らないわけにはいかない、と言いたいくらいである。私は、そうした恐怖とたじろぎとを超越して、この一文を真正面から受け止め、それを新しい基点として、後に続く弾圧の記述を読み進んでいける私自身になることができるとするならば、それこそ、この一文を必然の記述として位置づけた親鸞自身の、仏弟子としてのうなづきに直参することを外には外にないと考える。

そこに立って改めて『御伝鈔』の説明句として位置づけられた文を読むとき、それは、親鸞が明らかにする顕浄土真実教行証という教学にとり、決定的な意味をもっている弾圧の記述の本意を失わせしめ、『教行信証』流通分の文を死文化するものである、と言わざるを得ない。しかし、われわれは、覚如によってなされたこうした了解によって『教行信証』流通分をうなづこうとすることの不当性を、覚如の行実結びつげなくとも、直接に知らせてくれる文章のあることを知っている。それは『歎異抄』の末尾に置かれている承元の弾圧に深く関係して記述されている一文である。できるかぎり勇み足をしない為にも、まず私はその一文を憶念しながら『興福寺奏状』に触れてみることにする。

八

周知のごとく『歎異抄』の末尾に置かれている一文は

後鳥羽院御宇、法然聖人他力本願念仏宗を興行す。于時、興福寺僧侶敵奏之上（歎異抄・真宗聖典六四一頁）

と書き出されている。そして、この簡明な一文の下に承元の弾圧とそこから必然する「愚禿親鸞」の名乗りの時期まで、きわめて淡々と記述している。おそらくこの一文は、現実的な必要性のもとに記された記録文書なのであろう。しかし、それにしても余りにも感情的要素を除去し切った文章である。こうした文章を書くことのできる人物とは誰であろうかと、詮索したくなる程に冷淡な文章である。同時にまたこの文章は回を重ねて読むにしたがい、何事かを必死になって訴えかけているのではないかという気がしてならない。つまり、沈黙のなかでの目くばせを実感さす文章であると思えてくるのであり、それが何であり、どこからくるのかと推求さざるを得なくなる性格を持っている。と言っても、この文章が直接『教行信証』の流通分の文に拠って書かれたとは言い切れない。しかし、この文章の書き出しの一文は、それに続いて記されている文言をも含めて、弾圧の理不尽さを指摘している。すなわち

御弟子中狼藉子細あるよし、無実風聞によりて罪科に処せられる（歎異抄・真宗聖典六四一頁）

として、その弾圧が事実無根の罪科であると言いつ切っているのである。それを書き出しの文から再読するとき、何よりもまず「後鳥羽院御宇」という冒頭の一語が気になる。それは、後鳥羽院の御代という以上の意味をもつものではなく、まさしく後鳥羽院治世の時期を現わしているに過ぎないと読み過していける書き出しである。そして、まさしくその御代に「他力本願念仏宗」なる一宗が、法然聖人によって興行されたたと述べられていく。文章の流れとしては別に奇異な感じを持たせるような書き方ではない。さらにこの記述は「于時」という二字を置き、「興福寺僧侶敵奏之上」とつづいている。冷静な文の運びである。だが、その冷静な文言の底には理不尽な弾圧に対する弾劾の心情が底深く貫通しており、その弾劾の心情のもとに弾圧事件の本質を明確に示しているのである。

なかでもまず最初に、法然により興行された一宗の名を「他力本願念仏宗」と逡巡することなく決定していることに驚かされる。

このような宗名の表示は、何らかの前例があるか否かにかかわらず、この文章の中に位置付けられるかぎり、独自

の発言意志をもった宗名の名乗りと考える方が至当であろう。その宗名の根拠は何よりまず

選択本願念仏集 源空集

南無阿弥陀仏 往生之業、念仏為本 (真宗聖教全書一・九二九頁)

と、法然自らが必ず筆を執って記した『選択集』の題号、撰号^①、そして、要選択と了解される題下一四字の全体を以て、万人の宗としての仏道の具体的な宣告を、そこにうなづき得た人により言い切られた宗名である、と私は考える。私の感情としては、それだけで充分なのであるが、敢て一步を進めて推察するならば、親鸞が『教行信証』の流通分の後半部分の冒頭において

皇帝諱守成聖代、建曆辛の末の歳、子月の中旬第七日に、勅免を蒙りて、入洛して已後、空(源空)、洛陽の東山の麓、鳥部野の北の辺、大谷に居たまいき。同じき二年壬申寅月の下旬第五日午の時、入滅したまう。奇瑞称計すべからず。『別伝』に見えたり。然るに愚禿積の癡、建仁辛の酉の曆、雜行を棄てて本願に帰す。元久乙の丑の歳、恩恕を蒙りて『選択』を書しき。同じき年の初夏中旬第四日に、「選択本願念仏集」の内題の字、ならびに「南無阿弥陀仏往生之業念仏為本」と、「釈の綽空」の字と、空(源空)の真筆をもって、これを書かしたまいき。同じき日、空の真影申し預りて、図画し奉る。同じき二年閏七月下旬第九日、真影の銘に、真筆をもって「南無阿弥陀仏」と「若我成仏十方衆生 称我名号下至十声 若不生者不取正觉 彼仏今現在成仏 当知本誓重願不虛 衆生称念必得往生」の真文とを書かしたまう。また夢の告に依って、綽空の字を改めて、同じき日、御筆をもって名の字を書かしたまひ畢りぬ。(真宗聖典・三九九頁)

と、きわめて謹厳に、しかも、具体的な事実のひとつひとつを石に刻むようにして記した、選択本願念仏なる南無阿弥陀仏に拠ってのみ成り立つ「大乘のなかの至極」(末燈鈔・真宗聖典六〇二頁)たる仏道、すなわち、浄土真宗の伝承

を己証の真実として明らかにしている精神に直参して、そこに感得された宗名の名乗りではないかと考える。

もちろん、こうした推察はあくまでも推察以上ではなく、具体的な証拠があるわけではない。しかし、「他力本願念仏宗」という宗名を、少くとも承元の弾圧の事実を中心に据えた記録文書としての役割を果たすであろうことを心得たうえで、敢て明記するということは、尋常一様のことであるとは考えにくい。ましてや、その「他力本願念仏宗」と名乗る一宗を法然聖人が興行したという事実を一点の曖昧さをも残さないかたちで位置づけ、そのことを中心にして、後鳥羽院の治世と興福寺僧侶の敵奏とが、世俗の現実として無理なく相応するように記されている。ということは、「他力本願念仏宗」と名乗る一宗を法然聖人が興行したという事実と、後鳥羽院の治世下において興福寺僧侶がその事実を弾劾上訴し、その「敵奏」が正当化されて「他力本願念仏宗」が弾圧されるにいたったということが、短い文言のなかにおいて、妥協の余地のない緊張関係にあることを適示しているものと読むことを促している文態である、と私には思われる。そして、この非妥協的な緊張関係の成立根拠を、「御弟子中狼藉子細あるよし」という「無実風聞」による「罪科」であると述べることにより、それが事実無根の冤罪であると指摘する。そこには明らかに、後鳥羽院治世と興福寺僧侶に代表される当時の仏教界の質にかかわる弾劾の矢が放たれているのであり、その矢は「浄土宗」が「他力本願念仏宗」なるが故に、決定的に正当であることの主張となり得るのであろう。

註

① 撰号については法然が常に記したとは決し難い。

② 確かな証拠があって語ることができないから推察の域を出ないとか言えないが、『親鸞聖人血脈文集』の記述（定本親鸞聖人全集第三巻・一七六頁から一七九頁参照）等との考証を正確にすれば、もう少し明瞭に語ることができるかも知れない。ただ現段階では『教行信証』の流通分の文に触れずしては書けない文章ではないか、ということとして止めておく。

『興福寺奏状』とは

興福寺僧綱大律師等、誠惶誠恐謹言

殊に天裁を蒙り、永く沙門源空勸むるところの専修念仏の宗義を糺改せられんことを請ふの状（日本思想大系・

鎌倉旧仏教・三二頁）

と書き出されているごとく、きわめて内容の明瞭な上奏の訴状である。すなわち「源空の勸むるところの専修念仏の宗義」の「糺改」を「天裁」として実施してほしいという懇請の訴状として上奏されたものであり、それを上奏しなくてはならない理由もまた明白である。『興福寺奏状』のなかで「源空の勸むるところの専修念仏の宗義」の過失が九失として挙げられ、それぞれの過失たるべき所以が簡潔な文章で列記されているが、その九失を貫く根底を明らかにしているのは、第九の「国土を乱る失」（同上・四一頁）である。それゆえ、この第九失は最後に位置づけられた過失に対する指摘に止まるものではなく、『興福寺奏状』全体の総結文として、きわめて重要な意味をもっており、他の八の過失とされる事柄も、この第九失から出て第九失へ帰結すると言うことができる。その意味からもいささか長文にわたるが、拙論の趣旨を明らかにする為にも必要なので引いておく。

仏法・王法猶し身心のごとし、互にその安否を見、宜しくかの盛衰を知るべし。当時浄土の法門始めて興り、専修の要行尤も盛んなり。王化中興の時と謂ふべきか。ただし三学已に廢し、八宗まさに滅せんとす。天下の理亂、亦復如何。願ふところは、ただ諸宗と念仏と、あたかも乳水のごとく、仏法と王道と、永く乾坤に均しからんことなり。しかるに諸宗は皆念仏を信じて異心なしと雖も、専修は深く諸宗を嫌ひ、同座に及ばず、水火並び難く、進退惟れ谷まる。もし専修の志のごとくは、天下海内の仏事法事、早く停止せらるべきか。しかるに、貴賤未だ

帰せず、法命未だ終尽せざるは、全く他の力にあらず、忝くもわが後の叡慮動くことなく明鑑の故なり。もし後代に及びて専修隙を得るの時、君臣の心、余を視ること芥のごとくは、たとひ停廃に及ばずとも、八宗まことに有若亡ならんか。矧んやまた弗沙蜜王の伽藍を壊せしや、愚臣の諫言を容る、会昌天子の僧尼を殄せしや、道士の嫉妬に起れり。法滅の因縁、将来測り難し。この事を思ふがために天聴に奏達す。もし当時の誠なくは、争でか後昆の惑を絶たん。ああ仏門随分の齷陶、古来多しと雖も、八宗同心の訴訟、前代未聞なり。事の軽重、恭しく聖断を仰ぐ。望み請ふらくは、天裁、七道諸国に仰せて、沙門源空の宗義の糺改せられんことを、者世尊付属の寄、いよいよ法水を舜海の浪に和し、明王照臨の徳、永く魔雲を堯山の風に払はん。

誠惶誠恐謹言。(同上・四一頁)

以上が「第九に国土を乱る失」として記述されている全文である。先に一言したごとく、この奏上文の性格は、「沙門源空勸むるところの専修念仏の宗義」を「天裁」をもって永久に「糺改」してほしいという懇請の奏状である。しかし「専修念仏の宗義」がどれ程のものであったとしても、少くとも宗義のうえでの論争を繰返しつつ、それぞれの宗義の正統性を充分に主張してきた当時の仏教界、すなわち八宗が、一沙門源空の勸進する宗義ひとつを自らの力量を以て指弾し糺改せしめることができないという筈はない。にもかかわらず、なぜ「殊に天裁を蒙り、永く沙門源空勸むるところの専修念仏の宗義を糺改せられんことを請ふの状」を奏達しなければならないのか。しかも、奏上文自らが正直に述べているごとく、これは単に仏教界における一宗一派の奏上文ではない。「仏門随分の齷陶、古来多しと雖も、八宗同心の訴訟、前代未聞なり」という記述は、余りに正直過ぎて戸惑いを感じるほどであるが、「沙門源空勸むるところの専修念仏の宗義」の「糺改」は、八宗それぞれの宗義をもってしても、否、八宗が様相を異にしつつも、共に仏教であるという共同の地平へ還ってみても、なお「糺改」し得ないというのである。換言すれば「沙門源空勸むるところの専修念仏の宗義」の前に自らの身を置くとき、八宗それ自体の存亡が足下から突き上げられる

ようにして問われるという、まさに「前代未聞」の危機に立たされている、と言わざるを得ないのである。ということは「宗義の糺改」と言うてはいるが、八宗既存の宗義を尽せば尽すほど、その宗義それ自体が限りなく空虚性を露呈せざるを得ないのであり、もはや宗義上の論争と無縁のところから発起され勸進されているものが「専修念仏の宗義」であるということであろう。

一〇

ところで『興福寺奏状』を「八宗同心の訴訟」として上奏せしめることとなった「沙門源空の専修念仏の宗義」が、その本質として「糺改」されねばならないのは何故であろうか。しかもそれが「宗義」であるにもかかわらず「天裁」として「糺改」されねばならぬ理由はどこにあるのか。それは決して「念仏の宗」を立てたからではない。きわめて単純な言い方をすれば、念仏を宗としない限り仏教は存在し得ない。その限り念仏を宗とするということを明確に表明することは、自他ともに、それが仏教であることを確認し合うことにはなるとしても、決して糺改せらるべきではないことは明らかである。そのことは、「諸宗は皆念仏を信じて異心なし」という一語を通してみても明瞭である。にもかかわらず、法然によって立てられた「念仏の宗」は如何にしても容認できない、というよりも、容認しようにも容認する要因を欠いているというのである。それは「専修の行を勧む」ということ、つまり「専修念仏」の仏教として宗義が立てられているからである。したがってその専修の宗義そのものが改められるならば、本質的な問題は解消するのである。「浄土の法門」が興っても、「念仏の宗」が立てられても、基本的には否定する理由にはならないにもかかわらず、それが「専修の行」として勸励されるとき、全面的に拒絶されることになる。

しかも、その拒絶は仏教の教義了解の根本的誤謬として、教義的に糺改せしめようとするのではなく、どこまでも「天聴に奏達」して「聖断を仰ぐ」ことにより「天裁」として断罪されねばならないというのである。それはいつ

たいなせなのか。その理由は専修念仏を勧める法然の側にあるのではなく、「聖断を仰」がねばならぬ八宗の側にある。そのことは、奏達文それ自体が「仏法・王法猶し身心のごとし、互にその安否を見、宜しくかの盛衰を知るべし」と明記しているごとく、八宗共通の根拠、即ち八宗が仏教として現実社会にあって存続し得る根拠は「王法」と「安否」を共有し「盛衰」を共にする質を保持しているという一点にある。それゆえに「八宗まさに滅せんとす」るとき「天下の理乱、亦復如何」と、王法に対して刮目を促すことが当然のこととして行なわれるのである。しかも、その促しをする内容は明らかであり、「八宗まさに滅せんとす」とはいえ、いまの時期であるならば「貴賤未だ帰せず、法命未だ終尽」し切ってはいないという。しかも法命の終尽に対する危機の実感もちながらも余命を保持することができているのは、八宗としてある仏教それ自体の力によるのではなく、まさに「全く余の力にあらず、忝くもわが後の叡慮動くことなく明鑑の故」なのである。したがって、もし「後の叡慮」が動き「明鑑」が鈍るといふようなことになれば、専修念仏の主張は、その間隙をぬって強大となり、恰も専修念仏こそ仏道であるという認識が世を覆い、ついには「君臣の心」すらも、八宗を仏教とは認めなくなり「芥のごとく」に見ることとなるであろう、それなれば、たとえ停廃に及ぶか否かに関係なく、八宗はあれどもなきに等しい無用の長物とみなされることとなろう、と条理を尽すかたちで論を進めて行き、それを「法滅の因縁、将来測り難し。この事を思うがために天聴に奏達す」るのであると、奏達の必然性を主張する。まことに理解しやすい条理であると言わべきであろう。

しかも、八宗が容認する念仏とは、「諸宗と念仏と、あたかも乳水のごとく、仏法と王道と、永く乾坤に均しからん」と述べられているごとくである。つまり、諸宗（八宗）が共存を認める念仏とは、王道と乾坤のかかわりを保持できる質のものでなくてはならない。そして、八宗が「願うところは」諸宗がみな「信じて異心」なき念仏となるという唯一のことである、と言わべきである。にもかかわらず、専修の徒は「深く諸宗を嫌ひ、同座に及ばず、水火並び難」き態度を一貫してとり続けているが為に「進退惟れ谷ま」ってなす術もない。こうした専修念仏の徒の抜き難

い「志」の内実は、「天下海内の仏事法事」を一刻も早く「停止」せしめようとするものではないであろうか、と推察している。きわめて分り易い筋である。その筋の上に立脚している限り、「ああ仏門随分の蕃陶、古来多しと雖も、八宗同心の訴訟、前代未聞なり。事の軽重、恭しく聖断を仰ぐ。望み請ふらくは、天裁、七道諸国に仰せて、沙門源空の専修念仏の宗義を糺改せられんことを、者、世尊付属の寄、いよいよ法水を舜海の浪に和し、明王照臨の徳、永く魔雲を堯山の風に払はん」という奏達は、決して理不尽な強訴と言うことはできないであろう。そして、この『興福寺奏状』の全体を総括的に結ぶ文脈は、この奏上文提出の時の前後を問わず、現実社会の中に安んじて存続する仏教に存続理由を明らかに示しているものであり、この論理を除いて仏教が存続し得たであろうかと、改めて顧みざるを得ない。仏教は、『興福寺奏状』が理を尽して語るごとくにして存続して来たし、いままも存続しているのではなからうか。

一一

改めてひるがえって、第九の失として記されている全文から、過失として厳しく指摘されていることを見直すとき、その全体が「国土を乱る失」（同上・四一頁）とされている点に着目せざるを得ないであろう。すなわち仏教に世俗社会の只中に存続し得る為には、いわゆる国家を安泰ならしめる強力な作用をするということがなくてはならない、と言うのである。そして国家を安泰ならしむる為には、理の当然であるかのごとく、「仏法・王法猶し身心のごとし、互にその安否を見、宜しく盛衰を知る」という在り方として、自らを規定すべきである、と言っているのである。したがって、そのように強力な国家護持の役割を果すべき仏教が「有若亡」となるならば、「天下の理乱」はおのずからのこととして惹起する。ここに「前代未聞」なる「八宗同心の訴訟」は奏達されるべくしてされたのであり「恭しく聖断を仰ぐ」ことも必然的事柄である、とされているのである。この第九の失として指摘するかたちで、奏達文を総括し

ている結文は、きわめて明瞭に八宗として在る仏教の同根の質を白日の下に晒すこととなっているのである。しかもここに至っては、仏法が王道の指標として位置づけられる理由も全くなく、ただ国家安寧の具、王道護持の従者以上のなものでもない、と言わざるを得ない。鎮護国家の仏教とは、ある時期におけるある宗派の在り方に止まるものではなく、それこそ世俗社会に仏教が存続する限り、その社会体制がどのように変換しようとも、変ることのない性格であるということ、私はこの奏達文の結文を通して、まざまざと思い知らされる。

この第九の失として指弾する結文を注意深く読むことにより、はじめ「第一に新宗を立つる失」を位置づけた『興福寺奏状』の本意が理解できるのではないかと思う。第一の過失として指弾することは、あくまでも「新宗を立つる」ことであると明記する。しかし、法然が「念仏の宗」を立てたことを非として上奏する八宗も、いつの時から「新宗」であった筈であり、その限りただ新宗を立てることを非とする理由は存在しない。にもかかわらず、なぜに法然による一宗の興行のみが弾劾されねばならないのか。『興福寺奏状』は語る

およそ宗を立つるの法、先づ義道の浅深を分ち、能く教門の権実を弁へ、浅を引いて深に通じ、権を会して実に戻す。大小前後、文理繁しと雖も、その一法に出でず、その一門に超えず。かの至極を探つて、以て自宗とす。譬へば衆流の巨海に宗するがごとく、なほ万郡が一人に朝するに似たり。(同上・三三頁)

と。一言にして言えば教相の判釈の究極としてのみ「宗を立つる」ことができるというのである。しかし、ただそのことのみであるならば、立論根拠の相違、あるいは、論理展開の異りと言ひ切られれば、新宗を立つることを過失とする論拠は決定性を欠くこととなるであろう。たとえ法然が「浄土の念仏を以て別宗と名づ」(同上・三三頁)け「一代の聖教、ただ弥陀一仏の称名のみを説き、三蔵の旨帰、偏に西方一界の往生のみにあ」(同上)る、と説いたとしても、そのみでは新宗を立てる根拠なし、と断定することはできない。なぜならば、法然にとっては「弥陀一仏の称名」、「西方一界の往生」のみが、真に「深」にして「実」なる仏教の「至極」に外ならないからである。

にもかかわらず『興福寺奏状』が、法然の新宗を立てることを第一の失として指弾する理由は、本来、そこにあるのではなかった。「宗を立てるの法」を明らかにするに当って「譬えば衆流の巨海に宗するがごとく」で止め切れずに「なほ万郡の一人に朝するに似たり」と述べること、何のうしろめたさをも感じないという、その實に起因しているのである。「万郡の一人に朝する」とは、きわめて微妙な言い回しだと見るのは、私だけの偏見であろうか。むらがるものであるが一人のところ、に統集する、という意味以上に見るのは思い込みに過ぎるのであろうか。私には「一人に朝する」という言葉は天子一人に帰し、天子一人の宰治下に統撰されるといった、いわゆる王道政治体制を示していると思える。そのように考えるとき、「宗を立てるの」基礎的法規も、内実の変様をきたしていると予感さず。そしてその予感徒らな予感ではなく、

たとひ功あり徳ありと雖も、すべからく公家に奏して以て勅許を待つべし。私に一宗と号すること、甚だ以て不当なり。(同上・三三頁)

という一文を以て断ずることとなるのである。

一一一

私は敢て一つの仮設の問いを立ててみることにする。それならば、万一にも法然の念仏の一宗が勅許を得たなら、八宗はそれを容認するということになるのか、という設問である。愚かな設問だと一笑にふされるかも知れない。しかし、「宗を立てるの法」が「万郡の一人に朝するに似」たことであり、それが現実としては「たとひ功あり徳ありと雖も、すべからく公家に奏して以て勅許を待つ」ことにより新宗が成立するといっているのであれば、一宗の成不成の理由は、仏教ならびに仏教の伝達の在り方には第一義的には存在しないことになるのであるから、実際には国家治世の体制そのものに決定権がある、と言わざるを得ない。もちろん私の立てた問いはあくまでも仮設の間ではあるが、理

としては皆無を前提として一笑にふすわけにもいかない。実は、私が敢えて立てた仮設の問が、果して『興福寺奏状』を起筆せざるを得なかった「同心」の「八宗」の危機感の底深くに、異様な程の不気味さで作用していたのではないか、と考えざるを得ない。そうでないならば、『興福寺奏状』を上奏する八宗は、価値の評価を抜きにしても、余りにも存在感が稀薄であり過ぎる。すなわち、「当時浄土の法門始めて興り、専修の要行尤も盛んなり。王化中興の時と謂ふべきか。ただし三字已に廃し、八宗まさに滅せんとす。天下の理乱、亦復如何」といい、あるいは「水火並び難く、進退惟れ谷まる。もし専修の志のごとくは、天下海内の仏事法事、早く停止せらるべきか」と述べ、「もし後代に及びて専修隙を得るの時、君臣の心、余を視ること芥のごとくは、たとひ停廢に及ばずと雖も、八宗まことに有若亡ならんか」と語る意は理解しにくい。しかし、その理解しにくい本意は、「副へ進む奏状一通」として、明らかにされることとなる。

右件くだんの源空、一門に偏執し、八宗を都滅す。天魔の所為、仏神痛むべし。仍よつて諸宗同心、天奏に及ばんと欲するのところ、源空既に怠状たいじょうを進む。麟陶たに足らざるの由、院宣によって御制あり。衆徒の驚歎、還たつてその色を増す。なかんづく、叡山、使を発して推問を加ふるの日、源空筆を染めて起請きじようを書くの後、かの弟子等、道俗に告つげて云く、「上人の詞、皆表裏あり、中心を知らず、外聞に拘かはることなかれ」と云云。その後、邪見の利口、都みやこで改変なし。今度の怠状、また以て同前か。奏事、実ならざれば、罪科いよいよ重し。たとひ上皇の勅旨ありとも、争いひか明臣の陳言ちんげんなからん。者、望み請ふらくは、恩慈、早く奏聞を経て、七道諸国に仰せて、一向専修条条の過失を停止ちんじせられ、兼ねてまた罪科を源空ならびに弟子等に行はれんことを、者、永く破法の邪執ととを止め、還たつて念仏の真道まどうを知らん、仍よつて言上件ごんじやんのごとし。(同上・四二頁)

この添え状として書かれた奏状を見ると、『興福寺奏状』を奏達せずにはおれない意図を充分に窺い知ることができるであろう。さらに細部にわたり考察しなくてはならない問題点は多くあるが、『興福寺奏状』奏達の必然性に

ついで、奏上文そのものが自ら明らかにしている文言により、ほぼ述べ得たのではないかと考える。

そして、この『興福寺奏状』の全体を仏教としての本質を喪失した外道の暴論であり、それにより弾圧を実施した後鳥羽院を頂点におく政治体制が、どれほど理不尽な体制であるかを告発し、したがって、もともと根拠なくして「罪科を源空ならびに弟子等に行はれんことを」求める『興福寺奏状』によって、苛酷な弾圧を実施した限り、それは「御弟子中狼藉子細あるよし、無実風聞」を取り上げて「罪科に処」したものであるから、厳しく弾劾せねばならない。そして、こうした弾劾の根拠こそが「他力本願念仏宗」の興行それ自体の中にあると断言し切る『歎異抄』末尾の一文は、親鸞の『教行信証』流通分を了解するために大切な一文である、と私は考えたのである。（未完）